

日本骨折治療学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日本骨折治療学会(The Japanese Society for Fracture Repair)と称する。

第2章 目的および事業

第2条 本会は骨・関節外傷ならびに関連する諸問題を研究し、その進歩・発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、研修会の開催
- (2) 学会誌、図書等の発行
- (3) 研究の奨励および調査の実施
- (4) 優秀な業績の表彰
- (5) 国際協力の推進と国内外の諸団体との連携
- (6) その他必要な事業

第4条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第3章 会員

第5条 本会は、正会員、準会員、名誉会員、功労会員および賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同する医師とする。
- 3 正会員は正会員一名の推薦を必要とし、理事会の承認を得た者とする。
- 4 準会員は医師以外の研究者で、評議員が推薦し、理事会の承認を得た者とする。
- 5 名誉会員は、骨折治療の発展に特別な貢献をした者で、理事会の推薦により、評議員会の議を経て、総会の承認を得た者とする。
- 6 功労会員は、本会の運営に多大の寄与をした者で、理事会の推薦により、評議員会の議を経て、総会の承認を得た者とする。
- 7 賛助会員は、本会の事業に賛同し援助する団体または個人で、理事会・評議員会の承認を得た者とする。
- 8 名誉会員および功労会員を除く本会会員は、所定の年会費を納入しなければならない。
年会費については別に定める。
- 9 入会希望者は、所定の申込書に必要事項を記載し、当該年度の年会費を添えて理事長に申し込むものとする。
- 10 会員は総会に出席し、意見を述べることができる。
- 11 会員は次の場合に評議員会の議をへてその資格を失う。
 - (1) 退会の希望を理事長に申し出たとき
 - (2) 年会費を3年以上滞納したとき
 - (3) 本会の名誉を傷つけ、またはその目的に反する行為があったとき

第4章 役員および評議員

第6条 本会は、次の役員および評議員を置く。

- (1) 理事長1名
- (2) 副理事長1名
- (3) 理事8名以上10名以下を原則とする。
- (4) 監事2名
- (5) 幹事1名
- (6) 評議員の定数は別に定める。

- 第7条 理事長は本会を代表し、会務を統括し、理事会を組織して本会の事業を執行する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長が業務を遂行できなくなった場合はその職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を構成し、本会運営のため重要事項を審議立案する。
 - 4 監事は本会の運営を監査し、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。
 - 5 幹事は理事長を補佐し実務を担当する。
 - 6 評議員は評議員会を構成し、本会運営のため重要事項を審議決定する。
- 第8条 理事長は理事会において理事の互選により選出される。
- 2 副理事長は理事の中から理事長が指名する。
 - 3 理事は評議員の中から評議員2名以上の推薦により評議員会で選出され、総会に報告される。
なお、理事およびその候補者は推薦人になることはできない。
 - 4 監事は評議員の中から評議員2名以上の推薦により評議員会で選出され、総会に報告される。
 - 5 幹事は正会員の中から理事長が指名する。
 - 6 新評議員は正会員の中から評議員2名以上の推薦を得て理事会で選出され、評議員会において承認され、総会に報告される。評議員の選出に関しては別に定める。
- 第9条 役員の任期は選出された総会の翌日から一期2年、連続2期までとし、年齢満65歳に達した日の属する年度の総会までとする。ただし理事長については選出時年齢満65歳未満とし、67歳に達した日の属する年度の総会までとする。
- 2 評議員の任期は選出された総会の翌日から一期3年とし、再任を妨げない。
ただし評議員の任期は年齢満65歳に達した日の属する年度の総会までとする。

第5章 会議

- 第10条 理事会は、理事長が必要に応じ適宜これを招集し、議長を務める。ただし理事の3分の1以上あるいは監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された時は、理事長は、その請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会は理事の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
ただし当該議事につき書面によってあらかじめ意志を表明した者は、これを出席者とみなす。
 - 3 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、監事を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 第11条 評議員会は毎年1回理事長がこれを召集する。ただし理事長または監事が必要と認めたとき、または評議員3分の1以上から審議事項を付して請求があったときは、理事長はその請求があった日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 2 評議員会の議長は評議員の互選によって選出する。
 - 3 評議員会は評議員現在数の3分の2以上が出席しなければその議事を開き、議決することができない。
ただし、委任状をもって出席とみなす。
 - 4 評議員会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 第12条 通常総会は年1回とする。理事長は学術集會中にこれを招集し、次の事項につき報告し、承認を得なければならない。
- (1) 事業報告および収支決算に関する事項
 - (2) 事業計画および収支予算に関する事項
 - (3) 財産目録および貸借対照表に関する事項
 - (4) その他、本会の事業に関する重要事項、理事会において必要と認める事項
- 2 通常総会の議長は評議員会の議長がこれを務める。
 - 3 臨時総会は必要に応じて理事長がこれを招集する。

- 第13条 本会には会務執行のため、委員会を置く。
- 2 委員会には常置の委員会の他、必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。
 - 3 委員会および構成委員は、理事会で議決し、委嘱する。その他は別に定める。

第6章 学術集会

- 第14条 学術集会には会長、次期会長、次々期会長、次々々期会長それぞれ1名を置く。選出法は別に定める。
- 2 会長は本会の理事を兼ねることはできるが、理事長を兼ねることはできないものとする。
 - 3 会長の任期は選出された年の学術集会終了の翌日から次期学術集会終了の日までとする。
 - 4 会長は学術集会を開催する。
 - 5 会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - 6 学術集会の期日はこれを開催する年度の会長がこれを決定する。
 - 7 学術集会における発表演者は、共同演者を含めて、原則として会員に限る。
会員でない者の学術集会の参加は、会長の許可と学術集会参加費の納入を必要とする。

第7章 学会誌

- 第15条 本会は「骨折」を発行し、会員に配布する。学会誌の配布は原則として入会以後に発刊したものとする。
- 2 学会誌に論文を投稿する者は、共同執筆者を含め原則として会員に限る。学会誌への投稿規定は別に定める。

第8章 会則の改定

- 第16条 本会則の改定は、理事会において構成員の3分の2以上、評議員会において構成員の3分の2以上の議決を経て総会で承認を得るものとする。

付則

- 1 本会は、事務局を下記に置く。
日本骨折治療学会事務局
株式会社 アサツーディ・ケイ メディカル事業室内
〒104-8172 東京都中央区築地1-13-1
電話 03-3547-2319 FAX 03-3547-2590
メール jsfr@jsfr.jp ホームページ <http://www.jsfr.jp>
- 2 本会則は、平成15年8月2日より適用する。
- 3 平成16年7月3日一部改定
- 4 平成17年7月8日一部改定
- 5 平成18年7月14日一部改定
- 6 平成19年6月29日一部改定
- 7 平成20年6月27日一部改訂

補則

- 1 今回の会則改定時(平成15年8月2日)に在任中の評議員は、この改定された会則に従って選出されたものとする。
- 2 今回の会則改定時(平成15年8月2日)に在任中の幹事および佐藤克己は理事として、
監事は監事として、この改定された会則に従って選出されたものとする。ただし、任期は1年とし、
次期評議委員会、総会で改選するものとする。
- 3 平成21年度の役員の改選に当たっては、約半数程度は残留を認めるものとする。

年会費細則

- 第1条 会則第5条7項によりこの細則を定める。
第2条 正会員の年会費は10,000円とする。
第3条 準会員の年会費は5,000円とする。
第4条 賛助会員の年会費は50,000円とする。

年会費は、当該年度に全額を納入しなければならない。

付則

- 1 この細則の変更は会則第16条にしたがう。
- 2 この細則は平成15年8月2日から施行する。
- 3 平成21年7月3日一部改定

評議員の選出に関する規則

- 第1条 会則第8条6項の定めにより、この規則をおく。
第2条 評議員は骨折治療に関して造詣が深く、本学会で積極的に活躍し、もって医学・医療・福祉に資する指導的・牽引的な正会員とする。
2 新評議員は本学会の会員歴が連続10年以上で、骨折・外傷に関する論文10編(主著者2編以上を含む)以上を有し、その内少なくとも5編は「骨折」誌に投稿した者から選出する。
第3条 評議員の定数は会則第6条5項の定めにより原則として正会員数の5%以内とする。
第4条 評議員の任期は会則第9条2項の定めによる。
第5条 評議員の任期を満了した時点でさらに評議員を継続する場合には理事会による資格継続審査を受けなければならない。
2 資格継続審査の基準は、最近3年間に日本骨折治療学会で学術発表をしたこと。ただし、特別講演、教育研修講演等の講師、すべての座長、共同演者も発表とみなす。
第6条 新評議員に立候補する者は、履歴書と業績目録、および評議員2名以上の推薦状を添えて「書留」で理事長に提出する。
2 立候補の締め切りは4月末日(当日消印有効)とする。
第7条 評議員であることを辞退する場合は、本人が理事長に書面で申し出る。
第8条 評議員は以下のいずれかの場合その資格を失う。
(1) 会の名誉を著しく損ねた場合。
(2) 継続審査基準を満たさなかった場合。
(3) 評議員会に3年連続して欠席した場合。ただし相応の理由がある時には理事会による資格審査を受けることができる。

付則

- 1 この規則の変更は会則16条にしたがう。
- 2 この規則は平成15年8月2日から施行する。
- 3 平成19年6月29日 一部改定
- 4 平成21年7月3日 一部改定

委員会規則

- 第1条 この規則は日本骨折治療学会会則第13条にもとづき、委員会に関する組織・運営等について定める。
- 第2条 委員会の種別は次の通りとする。
- (1) 常置委員会: 会務執行のための常置のものとして設置されるもの。
 - (2) 特別委員会: 会務執行上特別の事案などに対処するため時限的に設置されるもの。
- 第3条 常置委員会の設置・改廃は、理事長または理事3名以上の設置目的等を明記した提案により、理事会の議を経て決定する。
- 2 特別委員会の設置は、理事長または理事の設置目的・期間等を明記した提案により、理事会の議を経て決定する。ただし、理事長は設置期間内であっても目的を達成したものについては理事会の議を経て廃止することができる。
- 第4条 委員会の委員および委員長は、理事長の提案により、理事会の議を経て決定し、委嘱する。
- 2 委員会には委員長の指名により副委員長をおくことができる。
 - 3 委員会には担当理事および委員長の依頼により理事会の議を経て、2名以内のアドバイザーをおくことができる。
 - 4 原則として2つの委員会の委員長を兼任することはできない。
 - 5 委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし連続2期を超えることはできない。
 - 6 委員は3年ごとに概ね半数を交代させる。
 - 7 アドバイザーの任期は1年以内とし、再任を妨げない。
- 第5条 委員会は、理事会から諮問された事項について、迅速かつ専門的に審議しその結果を理事会に報告する。
- 第6条 委員会は、委員現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数を必要とする。
- 付則
- 1 この規則の変更は会則16条にしたがう。
 - 2 この規則は平成15年8月2日から施行する。

学術集會会長・次期会長・次々期会長・次々々期会長選出に関する細則

(総則)

第1条 会則14条の学術集會の学術集會会長(以下会長という)、学術集會次期会長(以下次期会長という)、学術集會次々期会長(以下次々期会長という)および学術集會次々々期会長(以下次々々期会長という)の選出はこの定めによる。

(選挙権および被選挙権)

第2条 選挙権は評議員がこれを有する。

第3条 次々期会長の被選挙権は、本会評議員のうち、会長就任の年の4月1日現在年齢が満65歳未満の者に限りこれを有する。

(立候補および推薦状の届出)

第4条 次々々期会長に立候補しようとする者、または次々々期会長を推薦しようとする者は、通常総会の2か月前までに本人の立候補届または被推薦者の同意書とともに推薦状を理事長に提出しなければならない。

(選挙立会人)

第5条 評議員会の議長は、選挙当日の出席評議員より選挙立会人若干名を指名する。

(投票)

第6条 投票は1人1票で単記無記名とする。

(当選者の決定)

第7条 有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。

- 2 規定の得票に達しない場合は上位2名の候補者に対して再投票を行う。再投票の場合は過半数を得るまで繰り返し投票を行う。白票はこれを有効とする。

(報告と承認)

第8条 評議員会において就任を承認された会長および次期会長については総会に報告するものとする。

- 2 評議員会において決定された次々期会長については総会で承認を得る。

(投票の効力)

第9条 投票の効力は選挙立会人の意見を聞きこれを決定しなければならない。

第10条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 評議員会議長が準備した用紙を用いないもの
- (2) 候補者の氏名を確認しがたいもの
- (3) 候補者以外の氏名を記載したもの
- (4) 定数を超過して記載したもの

付則

- 1 本細則の変更は会則第16条にしたがう。
- 2 本細則は平成15年8月2日から施行する。
- 3 平成16年7月3日一部改定

理事会・委員会開催費および旅費に関する規定

(総則)

第1条 本学会理事会・委員会の開催に伴う費用(以下開催費)および本学会役員ならびに委員会委員の公務出張費、宿泊費(以下旅費、宿泊費)については、別に定めがあるもののほか、本規定の定めるところによるものとする。

第2条 開催費および旅費、宿泊費については、その原資は会員の年会費であることを自覚し、できるだけ経費を削減する努力をする。

(旅費・宿泊費)

第3条 本学会役員ならびに委員会委員が公務上の必要により、会議等への出席のため出張する場合は、別表①により旅費を支給する。

2 旅費は主たる交通機関を使用した場合の費用を支給する。

第4条 原則として、宿泊費は支給しない。

2 会議の日程上、宿泊をせざるを得ない場合は、この限りではない。

第5条 事務局員が公務による出張をする場合も本規定に準ずるものとする。

付則

- 1 本規定の変更は理事会において行う。
- 2 本規定は平成15年8月2日より施行する。

別表①

- 1 旅費、宿泊費については、出発地および目的地との間の距離により算出するものとする。
- 2 出発地および目的地は、主要なターミナル駅もしくは空港を基点とする。
- 3 出発地の基準は、事務局に登録されている主たる勤務先とする。
主たる勤務先を有さない場合は事務局に登録されている自宅とする。

4 旅費基準

出発地および目的地の間の距離	使用交通機関	該当する基準または支給額
片道 50 km以下		5,000 円
片道 50 km以上	鉄道または航空機の利用とする。 鉄道利用の場合、グリーン料金は認めない。 航空機利用の場合はエコノミークラスとする。	(片道最短普通乗車料金+普通特急または急行料金) ×2 または片道最短普通航空運賃×2

5 宿泊費基準

原則として、1泊15,000円以内とする。

理事・監事選出に関する細則

- 第1条 日本骨折治療学会会則第8条による理事・監事の選出はこの定めによる。
- 第2条 理事、監事は選出時年齢65歳未満とする。
- 2 理事、監事の任期は一期2年とし、連続2期を超えることはできない。
- 第3条 理事・監事の改選時もしくは欠員のあるとき、理事長は評議員会の2か月前までに選出理事・監事の数を明示し評議員に被推薦者を募る。
- 2 被推薦者は、2名以上の評議員の推薦を要する。
- 3 被推薦者が定数以内の場合は、評議員会において出席者の過半数の承認を要する。
- 4 被推薦者が定数を超えた場合は、評議員会において選挙を行う。
- 第4条 理事・監事は、評議員会の議を経て総会で決定する。
- 附 記 本細則の変更は理事会において行う。
- 2 本細則は平成16年4月1日から施行する。
- 3 平成19年3月30日 一部改定
- 4 平成20年6月27日 一部改定

名誉会員に関する内規

日本骨折治療学会会則第5条5による名誉会員の推薦についてはこの定めによる。

- ① 日本骨折治療学会理事、監事経験者
- ② 日本骨折治療学会学術集会会長経験者
- ①②のいずれかに該当する者が、年齢が65歳に達した場合、但し本会の役員の任にある者はその任を終えた場合。

- 附 記 本内規の変更は理事会において行う。
- 2 本内規は平成16年4月1日から施行する。
- 3 平成19年3月30日 一部改定
- 4 平成20年6月27日 一部改定

功労会員に関する内規

日本骨折治療学会会則第5条6による功労会員の推薦についてはこの定めによる。

- ① 評議員経験者、またはそれに準ずる者

- 附 記 1 平成20年6月27日から施行する。